

令和4年度 恵那市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条及び恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年恵那市条例第89号。以下「条例」という。）第2条の規定により、令和4年度の一般廃棄物処理実施計画を次の通り定め告示する。

令和4年4月1日

恵那市長 小坂喬峰



計画区域 恵那市全域

計画期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

I. ごみ処理計画

（1）一般廃棄物（ごみ）年間発生量及び処理量の見込み

	令和4年度見込み量 (目標値)	令和2年度実績
生活系	8,911トン	10,297トン
可燃ごみ	7,270トン	7,791トン
不燃ごみ	669トン	1,231トン
資源ごみ	525トン	518トン
電池、蛍光管	18トン	28トン
粗大ごみ	429トン	729トン
事業系	3,796トン	3,826トン
可燃ごみ	3,713トン	3,726トン
不燃ごみ	37トン	72トン
資源ごみ	46トン	28トン
集団回収	1,666トン	782トン
可燃系（紙類、布類）	1,655トン	771トン
不燃系（缶、びん等）	11トン	11トン
合計	14,373トン	14,909トン

※見込み量は、「一般廃棄物処理基本計画」表4から記入。

但し、事業系可燃ごみの見込み量は、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条に基づき一般廃棄物減量計画書の提出があった事業所の削減率から算出。

(2)一般廃棄物(ごみ)の排出の抑制の方策に関する事項

方針	
市	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにして、関係者が一体となって循環型社会の形成を目指すものとする。
市民	<p>市民は、ごみの資源化・有効活用、その他適正処理に関する国及び地方公共団体の施策について協力する責務を負っており、次の事項を積極的に実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量への取り組み ・資源集団回収の促進 ・過剰包装の自粛 ・再生品の利用促進、使い捨て品の使用抑制等
事業者	<p>事業者は、その事業によって生じるごみの排出抑制・再生利用等に努めるとともに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」等のごみ適正処理に関する国及び地方公共団体の施策を遵守する責務を負っており、次の事項を積極的に実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源における排出抑制、食品リサイクルの推進 ・過剰包装の抑制 ・流通包装等廃棄物の資源ごみ分別収集への協力 ・使い捨て容器の使用抑制と製造流通事業者による自主回収、資源化の推進 ・再生品の利用促進
本市で実施していく排出抑制・再資源化方法	
排出前段階	<p>環境学習</p> <p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）の意識啓発を図るため、ふれあいエコプラザを拠点に環境学習を推進する。</p> <p>資源集団回収</p> <p>PTAや子ども会などが計画的に紙類、飲料用紙パック、布類を回収する場合に奨励金を交付する。</p> <p>地域資源回収拠点</p> <p>地域資源回収拠点で回収された資源量（新聞紙・雑がみ・雑誌・段ボール・アルミ缶）に応じて、施設管理者（自治連合会・NPO法人等）に奨励金を交付する。</p> <p>生ごみの減量化</p> <p>ふれあいエコプラザを拠点に、生ごみの家庭内処理を普及推進するための啓発活動を行う。</p> <p>事業系ごみ、家庭系ごみから排出された生ごみから良質な堆肥をつくる研究を行い生ごみの減量の取り組みを促進させる。</p> <p>県による「ぎふ食べきり運動」の取り組みである、宴会時の「30・10運動」を推進し食べ残しの減量を啓発する。</p> <p>可燃ごみの減量化</p> <p>可燃ごみとして排出されている雑がみを資源化するため、自治会・小中学校等で出前講座を実施する。</p>

	大口排出事業者の協力義務 大量に一般廃棄物を排出し、市の処理施設を使用する事業者には処理承認申請や減量計画の提出を義務付け、事業者の自覚と意識付けを促す。
排出段階	ふれあいエコプラザによる回収 排出機会の増加や回収品目の多様化などに対応するため、ふれあいエコプラザによる資源ごみ回収を行う。 地域資源回収拠点 資源ごみの排出機会の増加に伴い、地域が管理する常設型資源回収施設を設置し資源回収を行う。
中間処理段階	・不燃、粗大ごみの中から有価物を回収し、資源化率の向上を目指す。 ・処理施設において、廃棄物の中の有価物（鉄・アルミ類）を回収する。

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物(ごみ)の種類および分別の区分

1. ステーションにより収集する物およびその区分

区分	内容	
可燃ごみ	台所ごみ、リサイクルできない紙くず、木くず、紙おむつ、布団、皮革類、プラスチック類（ポリ塩化ビニル製品を除く）など	
不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類、小型家庭電器製品、自転車、ポリ塩化ビニル製品など	
資源ごみ	生きびん	一升びん、ビールびん（大）などのリターナブルびん
	茶びん	茶色ガラス製びん
	白びん	無色透明のガラス製びん（すりガラス加工含む）
	その他びん	上記以外のガラス製びん
	アルミ缶	アルミニウム製飲料容器
	ペットボトル	ポリエチレンテレフタレート（P E T）製容器（飲料、醤油ほか）
処理困難ごみ	乾電池等	乾電池、ボタン電池、体温計、温度計、モバイルバッテリー
	蛍光管	蛍光管

2. 拠点回収する物およびその区分、拠点回収をする場所

ア. 資源ごみ（ふれあいエコプラザ関係分以外）

種類	拠点回収する場所
紙類 及び アルミ缶	エコセンター恵那、恵南クリーンセンターあおぞら・山岡地域資源回収拠点・上矢作地域資源回収拠点・岩村地域資源回収拠点・串原資源回収拠点・飯地地域資源回収拠点・東野地域資源回収拠点・中野方地域資源回収拠点・武並地域資源回収拠点・大井第2小学校地域資源回収拠点・恵那東中地域資源回収拠点・恵那北小学校地域資源回収拠点・長島地域資源回収拠点
古着	エコセンター恵那、恵南クリーンセンターあおぞら

食用廃油	岡瀬沢西集会所、丸池一組集会所、恵那市福祉センター、市役所、正家公民館、中野会館、アグリパーク総合管理センター、千田公民館、上組公会堂、東野コミュニティセンター、三郷コミュニティセンター、野井公民館、武並コミュニティセンター、旧武並公民館、毛呂窪公民館、旧笠置振興事務所、河合公民館、中野方2区公民館、同9区公民館、中野方コミュニティセンター、飯地コミュニティセンター、旧岩村振興事務所、山岡振興事務所、明智振興事務所、串原振興事務所、上矢作振興事務所
------	--

イ. 粗大ごみ

種類	拠点回収する場所
粗大ごみ	エコセンター恵那、恵南クリーンセンターあおぞら

ウ. 特定家庭用機器廃棄物

種類	拠点回収する場所
特定家庭用機器廃棄物	エコセンター恵那、恵南クリーンセンターあおぞら

エ. ふれあいエコプラザでの回収品目

区分		内容
資源ごみ	古紙・紙類	新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、飲料紙パック
	布類	古着、タオル、毛布など
	金属類	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶、小型金物、小型家電
	びん類	生きびん、白びん、茶びん、その他のびん
	プラスチック類	ペットボトル、ペットボトルのキャップ、発泡トレー、発泡スチロール、CD・DVD・コンタクトレンズケース・歯ブラシ・キッチンスポンジ
	その他	自動車用バッテリー、インクカートリッジ、食用廃油、道具類、陶磁器
処理困難ごみ	乾電池等	乾電池、ボタン電池、体温計、温度計、モバイルバッテリー
	蛍光管	蛍光管

(4)一般廃棄物(ごみ)の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

処理人口および世帯数

処理人口 48,531人

処理世帯数 19,911世帯 (令和3年10月1日現在の住民基本台帳による)

一般廃棄物(ごみ)の処理能力

この計画期間における廃棄物処理施設等の処理能力は、別表1の通りである。

生活系一般廃棄物の処理

1. 収集対象区域および収集運搬

恵那市全域の生活系一般廃棄物を対象として、直営で収集運搬をする。

2. 収集方式

収集はステーション方式とし、排出者は指定された日時に、決められた場所(ステーション)

ヨン) へ、決められた方法に従って排出するものとする。

●分別の種類と指定容器

可燃ごみ=市指定袋 不燃ごみ=市指定袋

資源ごみ、処理困難ごみ=指定容器（コンテナ）

●排出時間 午前8時30分までに排出

- ①ステーションは、使用している排出者の中で管理者を決め、その管理者を中心に清潔に維持管理をしなければならない。
 - ②市は、収集できない不適物がステーションに出された場合は、収集できない旨の表示を不適物に張り、排出者及び管理者に知らしめるものとする。また不適物は、管理者の責任において処理するものとする。
 - ③ステーションの新設および位置変更は、市長の許可を必要とする。新設および位置変更を希望する管理者は、別紙様式で申請するものとする。ステーションの設置については、円滑な収集運搬を維持するために、1つの自治会または概ね20世帯に1か所、集合住宅においては8戸(室)以上につき1か所を原則とする。

3. 收集日

原則、可燃ごみは週2回、不燃ごみと資源ごみは月1回、処理困難ごみは3カ月に1回の収集とし、各ごみの収集区域と収集日は、「ごみ収集カレンダー」の指定する日とする。

生活系一般廃棄物の収集運搬については、その発生量に応じて適切な収集運搬体制を維持するものとする。(別表6)

4 各ごみの処理方法

ア 可燃ごみ

①排出方法

排出者は決められた通り分別し、市那市指定袋に入れ、指定された日時、場所に排出する。

出する。処理施設へ直接持ち込む場合は、「エコセンター恵那」または「恵南クリーンセンターあおぞら」へ搬入するものとし、搬入の際は職員の指示に従い、計量後に指定場所へ投入するものとする。

引越し等により発生した大量のごみは、決められた通り分別して前述の処理施設へ直接搬入することとする。

草、枝葉、木くず、畳、発泡スチロールについては、上記の方法によるほか、市長の許可を受けた一般廃棄物処分業者（別表2-2）で処分できるものとする。

②処分等

可燃ごみの処分は、エコセンター恵那で固形燃料（RDF）化した後、資源として排出する。RDF不適物は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分とする。

恵南クリーンセンターあおぞらに搬入された可燃ごみは、適宜エコセンター恵那へ運搬し、処分する。

市長が許可した一般廃棄物処分業者に持ち込まれた草、枝葉、木くず、畳は、破碎・堆肥化し、発泡スチロールは溶融する。

イ. 不燃ごみ

①排出方法

排出者は決められた通り分別し、市指定袋に入れ、指定された日時、場所に排出する。処理施設へ直接持ち込む場合は、可燃ごみと同様とする。

引越し等により発生した大量の不燃ごみは、決められた通り分別して前述の処理施設へ直接搬入するものとする。

②処分等

不燃ごみの処分は、恵那市リサイクルセンターにおいて中間処理を行い、資源として回収した物は、恵那市リサイクルセンターに一時保管し、業者に引き渡す。資源とならない物は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分とする。

ウ. 粗大ごみ

①排出方法

粗大ごみは、1個の重さが60kg以内で、家具などの製品にあっては1.2m×1.7m×2.4m以内、板材などにあっては0.9m×1.8m以内、その他部材、素材にあっては1.8m以内とし、これを超える物は、規定の大きさ以内に分解または切断しなければならない。

粗大ごみは、排出者が自ら市の処理施設へ運搬するものとし、これが困難な場合は、法第7条第1項の規定により市長が許可した事業者へ運搬を委託することができる。処理施設へ搬入する際の要領は、可燃ごみや不燃ごみと同様とする。

規定の大きさ以内であっても法第6条の3により指定のある物、および「恵那市ごみ百科事典」で定めた「出すことができないごみ」またはそれに類する物は搬入することができない。

②処分等

可燃ごみ、不燃ごみと同様とする。

エ. 資源ごみ

①排出方法

排出者は決められた通り分別し、指定された日時、場所へ、決められたコンテナに入れて排出する。資源ごみを分別して入れるコンテナは次の通りとし、収集日の前日までに各ステーションへ配布し、収集時に回収していく。

種類	コンテナの表示	コンテナの規格	コンテナの色
アルミニウム製飲料容器	アルミ缶	630×480×315	黄
一升びん・ビールびん（大）	生ビン	567×360×305	青
無色透明ガラス製ビン	白ビン	567×360×305	青
茶色ガラス製ビン	茶ビン	567×360×305	青
その他ガラス製ビン	その他ビン	567×360×305	青
ポリエチレンテレフタレート（P E T）製容器	ペットボトル	644×644×342	緑

市の処理施設へ持ち込む場合は、可燃ごみや不燃ごみと同様の要領とするほか、ふれあいエコプラザで回収している品目については、ふれあいエコプラザへ持ち込むことができる。

②処分等

資源ごみの中間処理は恵那市リサイクルセンターで行い、一時保管し、業者に引き取らせる。資源とならない物は、恵那市一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分とする。

ふれあいエコプラザに持ち込まれた資源ごみは、そのまま一時保管した後、業者に引き渡す。

オ. 処理困難ごみ

①排出方法

排出者は決められた通り分別し、指定された日時、場所へ、決められたコンテナに入れて排出する。処理困難ごみを分別して入れるコンテナは次の通りとし、収集日の前日までに各ステーションへ配布し、収集時に回収していく。

種類	コンテナの表示	コンテナの規格	コンテナの色
乾電池・ボタン電池・体温計・モバイルバッテリー・電子タバコ	乾電池用	415×290×240	橙
蛍光管	蛍光管用	1,282×444×170	白

市の処理施設へ持ち込む場合は、可燃ごみや不燃ごみと同様の要領とするほか、ふれあいエコプラザへ持ち込むことができる。

②処分等

処理困難ごみの処理は、恵那市リサイクルセンターで一時保管し、再利用および適正処理を図るため業者等に引き取らせる。

カ. 特定家庭用機器

排出者は、特定家庭用機器再商品化法により、小売店または市が許可した収集運搬処理業者へ排出することを原則とするが、これが困難な場合は、恵那市に排出することができる。

①排出方法

「エコセンター恵那」と「恵南クリーンセンターあおぞら」を持ち込み指定場所とする。ただし、リサイクル料金が納付済みであることが確認できる伝票（リサイクル券）が添付されている場合に限る。

②処分等

市の指定場所へ持ち込まれた特定家庭用機器廃棄物は、次の場所へ搬入する。

東海西濃運輸株式会社 土岐市下石町字西山 304 番地 912

キ. 家庭用パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）で指定されている品目（家庭用パソコン）は、市で処理を行わない。

ク. その他特殊な廃棄物

市で処理できない廃棄物（タイヤ、塗料の残っている缶、プロパンガスボンベ、オイルの残っている缶、オートバイ、農業用資材・機具、バッテリー、消火器、鉄骨、焼却灰、感染性のある廃棄物等）や家屋の取り壊し廃材（瓦、レンガ、ブロック、基礎コンクリート、壁土）は、専門業者や廃棄物処理業者等により、排出者の責任で適正に処理するものとする。

5. 市民の協力義務

市民は生活の中で生じる廃棄物を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努め、条例および処理計画に従い適正に排出しなければならない。

事業系一般廃棄物の処理

1. 収集運搬

事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入するときは、排出者が自ら運搬するか、法第7条第1項の規定に基づいて市長が許可した事業者に収集運搬を委託するものとする。

市の処理施設へ運搬する際は、「エコセンター恵那」または「恵南クリーンセンターあおぞら」へ搬入するものとし、法第7条に基づいて市長が許可した事業者の搬入は、「エコセンター恵那」とする。

事業系一般廃棄物の収集運搬については、その発生量に応じて適切な収集運搬体制を維持するものとし、法第7条に基づいて市長が許可する事業者を別表2-1の通り定め、健全な収集運搬体制を構築する。ただし、市の管理施設から発生する廃棄物は、直営にて収集する。

草、枝葉、木くず、畳、発泡スチロール、食用廃油、廃ペットボトルについては、上記の方法によるほか、市が許可した一般廃棄物処分業者（別表2-2）で処分できるものとする。

2. 処分等

生活系一般廃棄物と同様とする。

3. 事業者の協力義務

事業者はその事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また市が行う一般廃棄物の処理に関する業務の提供を受けようとする場合は、条例第6条および第7条の規定に従わなければならない。

4. 産業廃棄物

産業廃棄物の取り扱いは、条例第7条の規定による。

(5) 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項

市は、一般廃棄物（ごみ）の適正処理を確保するに必要な処理施設等の整備を行うものとする。

ア、現有中間処理施設の概要

① 固形燃料化施設

- ◎名 称 エコセンター恵那
- ◎所 在 地 恵那市長島町久須見 1013 番地 1
- ◎処理方式 固形燃料化（RDF）

◎処理能力 固形燃料化施設 96 t_干/16時間

②不燃物中間処理施設

◎名 称 恵那市リサイクルセンター

◎所 在 地 恵那市長島町久須見 1013 番地 1

◎処理方式 破砕、圧縮、選別、保管

◎処理能力 4.5 t_干/日

イ、現有最終処分施設の概要

埋立処分地

◎名 称 恵那市一般廃棄物最終処分場

◎所 在 地 恵那市笠置町毛呂窪 895 番地 2 の一部及び 945 番地 1

◎全体面積 12,000 平方メートル

◎埋立面積 4,410 平方メートル

◎埋立容量 20,389 立方メートル

◎埋立方式 セル方式

※平成 31 年 4 月 1 日より、埋立開始

(6) その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関し必要な事項

恵那市指定ごみ袋（生活系用）

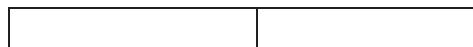
1. 販売は市内の取扱店で行う。
2. 可燃ごみ用の指定袋は黄色とし、文字色は緑、材質は高密度(低压)ポリエチレンフィルム HD80% 低密度(高压)ポリエチレンフィルム LD20%とする。不燃ごみ用の指定袋は透明とし、文字色は赤、材質は低密度(高压)ポリエチレンとする。
3. 可燃ごみ用、大サイズ（50 リットル）・中サイズ（30 リットル）・小サイズ（20 リットル）・不燃ごみ用大サイズ（50 リットル）・サイズ（20 リットル）の5種類とする。
4. 指定袋に印刷する内容は次の通りとする。

○可燃ごみ収集袋（黄色袋 黒文字）

出すときは、袋の口を十文字に結んで出してください。

恵那市指定可燃ごみ袋

一般家庭用（事業者の方は出せません）



〈市章〉

- 可燃ごみ以外は入れないでください。
- 生ごみは水をよく切ってください。
- 詳しくは、恵那市ごみ百科事典及びごみ収集カレンダーをご覧ください。
- 決められたステーションへ出してください。

ごみについての問い合わせ先
エコセンター恵那 TEL26-4389
恵南クリーンセンターあおぞら TEL0572-65-2203
恵那市役所環境課 TEL26-2111

[品質表示]

※英語、ポルトガル語を併記する。

○不燃ごみ収集袋（透明袋 赤文字）

出すときは、袋の口を十文字に結んで出してください。

恵那市指定不燃ごみ袋

不燃ごみ収集袋
一般家庭用（事業者の方は出せません）



〈市章〉

- 不燃ごみ以外は入れないでください。
- 詳しくは、恵那市ごみ百科事典及びごみ収集カレンダーをご覧ください。
- 決められたステーションへ出してください。
- 決められた日時に出してください。

ごみについての問い合わせ先
エコセンター恵那 TEL26-4389
恵南クリーンセンターあおぞら TEL0572-65-2203
恵那市役所環境課 TEL26-2111

[品質表示]

※英語、ポルトガル語を併記する。

II. し尿処理計画

大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町及び飯地町	岩村町、山岡町、明智町、串原及び上矢作町																																																														
<p>(1) 一般廃棄物（し尿等）の発生量及び処理量の見込み 発生量及び処理量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>見込み量</th><th>2年度実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>し尿</td><td>1,803kℓ</td><td>2,639kℓ</td></tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td><td>8,035kℓ</td><td>7,611kℓ</td></tr> <tr> <td>農集排施設汚泥</td><td>898kℓ</td><td>949kℓ</td></tr> <tr> <td>生活雑排水汚泥</td><td>5kℓ</td><td>3kℓ</td></tr> </tbody> </table> <p>※見込み量は、「一般廃棄物処理基本計画」表13より</p> <p>(2) 一般廃棄物（し尿等）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ア、生活排水の処理計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理の方法</th><th>処理人口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くみ取り</td><td>2,614人</td></tr> <tr> <td>単独処理浄化槽</td><td>110人</td></tr> <tr> <td>合併処理浄化槽</td><td>6,542人</td></tr> <tr> <td>下水道</td><td>20,345人</td></tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td><td>1,758人</td></tr> <tr> <td>自家処理</td><td>185人</td></tr> <tr> <td>計</td><td>31,554人</td></tr> </tbody> </table> <p>※処理人口は、「一般廃棄物処理基本計画」表13より</p> <p>イ、一般廃棄物（し尿等）の処理能力 この計画期間における廃棄物の処理施設等における処理能力は、別表1の通りである。</p>	区分	見込み量	2年度実績	し尿	1,803kℓ	2,639kℓ	浄化槽汚泥	8,035kℓ	7,611kℓ	農集排施設汚泥	898kℓ	949kℓ	生活雑排水汚泥	5kℓ	3kℓ	処理の方法	処理人口	くみ取り	2,614人	単独処理浄化槽	110人	合併処理浄化槽	6,542人	下水道	20,345人	農業集落排水施設	1,758人	自家処理	185人	計	31,554人	<p>(1) 一般廃棄物（し尿等）の発生量及び処理量の見込み 発生量及び処理量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>見込み量</th><th>2年度実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>し尿</td><td>1,062kℓ</td><td>1,521kℓ</td></tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td><td>4,842kℓ</td><td>4,921kℓ</td></tr> <tr> <td>農集排施設汚泥</td><td>396kℓ</td><td>389kℓ</td></tr> <tr> <td>生活雑排水汚泥</td><td>120kℓ</td><td>0kℓ</td></tr> </tbody> </table> <p>※見込み量は、「一般廃棄物処理基本計画」表13より</p> <p>(2) 一般廃棄物（し尿等）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ア、生活排水の処理計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理の方法</th><th>処理人口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くみ取り</td><td>904人</td></tr> <tr> <td>単独処理浄化槽</td><td>347人</td></tr> <tr> <td>合併処理浄化槽</td><td>5,396人</td></tr> <tr> <td>下水道</td><td>9,706人</td></tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td><td>519人</td></tr> <tr> <td>自家処理</td><td>0人</td></tr> <tr> <td>計</td><td>16,872人</td></tr> </tbody> </table> <p>※処理人口は、「一般廃棄物処理基本計画」表13より</p> <p>イ、一般廃棄物（し尿等）の処理能力 この計画期間における廃棄物の処理施設等における処理能力は、別表1の通りである。</p>	区分	見込み量	2年度実績	し尿	1,062kℓ	1,521kℓ	浄化槽汚泥	4,842kℓ	4,921kℓ	農集排施設汚泥	396kℓ	389kℓ	生活雑排水汚泥	120kℓ	0kℓ	処理の方法	処理人口	くみ取り	904人	単独処理浄化槽	347人	合併処理浄化槽	5,396人	下水道	9,706人	農業集落排水施設	519人	自家処理	0人	計	16,872人
区分	見込み量	2年度実績																																																													
し尿	1,803kℓ	2,639kℓ																																																													
浄化槽汚泥	8,035kℓ	7,611kℓ																																																													
農集排施設汚泥	898kℓ	949kℓ																																																													
生活雑排水汚泥	5kℓ	3kℓ																																																													
処理の方法	処理人口																																																														
くみ取り	2,614人																																																														
単独処理浄化槽	110人																																																														
合併処理浄化槽	6,542人																																																														
下水道	20,345人																																																														
農業集落排水施設	1,758人																																																														
自家処理	185人																																																														
計	31,554人																																																														
区分	見込み量	2年度実績																																																													
し尿	1,062kℓ	1,521kℓ																																																													
浄化槽汚泥	4,842kℓ	4,921kℓ																																																													
農集排施設汚泥	396kℓ	389kℓ																																																													
生活雑排水汚泥	120kℓ	0kℓ																																																													
処理の方法	処理人口																																																														
くみ取り	904人																																																														
単独処理浄化槽	347人																																																														
合併処理浄化槽	5,396人																																																														
下水道	9,706人																																																														
農業集落排水施設	519人																																																														
自家処理	0人																																																														
計	16,872人																																																														

<p>ウ、し尿、浄化槽汚泥および生活雑排水汚泥処理計画</p> <p>1. し尿</p> <p>①収集運搬</p> <p>し尿の収集運搬は、事業者（別表3）に委託する。収集は、バキューム式収集運搬車による戸別方式とし、回数はし尿くみ取り日程表に基づき、排出者の事情に応じて排出者と事業者の間で決定する。</p> <p>し尿の収集の際は、口座振替・納付書納付またはし尿汲取券のより収集するものとし、現金による支払いはできない。</p> <p>受託業者は恵那市藤花苑の職員の指示に従い、計量後に受入槽へ投入するものとする。</p> <p>②処分</p> <p>し尿の処分は、法施行令第3条の規定を順守の上、恵那市藤花苑において行うものとする。焼却残渣の処分は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋立処分とする。</p> <p>2. 浄化槽汚泥</p> <p>①収集運搬</p> <p>浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等の収集運搬は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条および法第7条第1項の規定に基づいて、市長が許可した事業者が行うものとする。浄化槽汚泥の収集運搬は、その排出量に応じ適切な体制を維持するものとして、法第7条に基づく許可業者を別表2-1の通り定め、収集運搬業務の内容等の把握と指導等に努め、健全な収集運搬体制を構築する。収集方法は、バキューム式収集運搬車および汚泥濃縮車による戸別方式とする。</p> <p>②処分</p> <p>浄化槽汚泥等の処分は、恵那市藤花苑において行い、焼却残渣の処分は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋立処分</p>	<p>ウ、し尿および浄化槽汚泥処理計画</p> <p>1. し尿</p> <p>①収集運搬</p> <p>し尿の収集運搬は、事業者（別表3）に委託する。収集は、バキューム式収集運搬車による戸別方式とし、回数はし尿くみ取り日程表に基づき、排出者の事情に応じて排出者と事業者の間で決定する。</p> <p>し尿の収集の際は、口座振替・納付書納付またはし尿汲取券のより収集するものとし、現金による支払いはできない。</p> <p>受託業者は恵那市惠南衛生センターの職員の指示に従い、計量後に受入槽へ投入するものとする。</p> <p>②処分</p> <p>し尿の処分は、法施行令第3条の規定を順守の上、恵那市惠南衛生センターにおいて行うものとする。残渣（脱水汚泥）は、民間事業者に引き渡し、肥料化するものとする。</p> <p>2. 浄化槽汚泥</p> <p>①収集運搬</p> <p>浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等の収集運搬は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条および法第7条第1項の規定に基づいて、市長が許可した事業者が行うものとする。浄化槽汚泥の収集運搬は、その排出量に応じ適切な体制を維持するものとして、法第7条に基づく許可業者を別表2-1の通り定め、収集運搬業務の内容等の把握と指導等に努め、健全な収集運搬体制を構築する。収集方法は、バキューム式収集運搬車および汚泥濃縮車による戸別方式とする。</p> <p>②処分</p> <p>浄化槽汚泥等の処分は、恵那市惠南衛生センターにおいて行い、残渣（脱水汚泥）は、民間事業者に引き渡し、肥料化する</p>
---	--

<p>とする。</p> <p>3. 生活雑排水汚泥</p> <p>①収集運搬</p> <p>生活雑排水汚泥の収集運搬は、その排出量に応じ適切な体制を維持するものとして、法第7条第1項の規定に基づき市長が許可した事業者が行うものとする。市長が許可する事業者は、別表2－1の通りとし、収集運搬業務の内容等の把握と指導等に努め、健全な収集運搬体制を構築する。</p> <p>②処分</p> <p>生活雑排水汚泥の処分は、恵那市藤花苑において行い、焼却残渣の処分は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行うものとする。</p> <p>(3) 一般廃棄物（し尿等）の処理施設の整備に関する事項</p> <p>市は、一般廃棄物（し尿等）の適正処理を確保するに必要な処理施設等の整備を行うものとする。</p> <p>ア、現有中間処理施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①名 称 藤花苑 ②所 在 地 恵那市武並町藤字細久手 1246 番地 1 ③処理方式 膜分離型高負荷脱窒素処理方式+高度処理 ④処理能力 35 キロリットル／日 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿 26 キロリットル／日 ・浄化槽汚泥 9 キロリットル／日 ・生活雑排水汚泥 10 キロリットル／月 <p>イ、搬入される廃棄物の搬入者別内訳 別表5の通り</p>	<p>ものとする。</p> <p>3. 生活雑排水汚泥</p> <p>①収集運搬</p> <p>生活雑排水汚泥の収集運搬は、その排出量に応じ適切な体制を維持するものとして、法第7条第1項の規定に基づき市長が許可した事業者が行うものとする。市長が許可する事業者は、別表2－1の通りとし、収集運搬業務の内容等の把握と指導等に努め、健全な収集運搬体制を構築する。</p> <p>②処分</p> <p>生活雑排水汚泥の処分は、恵那市恵南衛生センターにおいて処理を行うものとする。</p> <p>(3) 一般廃棄物（し尿等）の処理施設の整備に関する事項</p> <p>市は、一般廃棄物（し尿等）の適正処理を確保するに必要な処理施設等の整備を行うものとする。</p> <p>ア、現有中間処理施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①名 称 恵那市恵南衛生センター ②所 在 地 恵那市明智町 989 番地 91 ③処理方式 下水投入方式 ④処理能力 25 キロリットル／日 <p>イ、搬入される廃棄物の搬入者別内訳 別表5の通り</p>
---	---

(5) その他一般廃棄物（し尿等）の処理に関し必要な事項

ア、し尿汲取券

1. 販売は、市内の取扱店で行う。
2. し尿汲取券の色は鶯色とし、記載する内容は次の通りとする。

し 尿 汲 取 券

18 リットル 224 円

※事務手続きの記号及び番号を明記

イ、一般廃棄物最終処分場の搬入について

一般廃棄物最終処分場の搬入方法は、市が搬入するものとする。

(5) その他一般廃棄物（し尿等）の処理に関し必要な事項

ア、し尿汲取券

1. 販売は、市内の取扱店で行う。
2. し尿汲取券の色は鶯色とし、記載する内容は次の通りとする。

し 尿 汲 取 券

18 リットル 224 円

※事務手続きの記号及び番号を明記

別表1

処理施設等における処理能力

施設名	設置者	処理方式	処理能力	種類
エコセンター恵那	恵那市	固形燃料化	6t / 時間	生活系ごみ 事業系ごみ 産業廃棄物
恵那市リサイクルセンター	恵那市	二軸せん断式破碎機 電磁式吊下磁選機 アリゲータープレス機 磁選機付カンプレス機 ペットボトル減容機 廃蛍光管クラッシャ	4.5t / 日 1基 主軸圧縮力189 t 15,000本 / 時間 300kg / 時間 1,000本 / 時間	スチール類 アルミ類 ペットボトル ガラスびん類 廃蛍光管
恵那市藤花苑	恵那市	膜分離型高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理	35kl / 日	し尿 浄化槽汚泥 生活雑排水汚泥
恵那市恵南衛生センター	恵那市	下水道投入方式	25kl / 日	し尿 浄化槽汚泥
恵那市一般廃棄物最終処分場	恵那市	セル方式	12,000m ² 4,410m ² 20,389m ³	全体面積 埋立面積 埋立容積
東海バイオ破碎・堆肥化施設	(有)東海バイオ	木くず破碎機 肥料化	160t / 日	木くず、草 枝葉、畳
株式会社纈纈破碎・堆肥化施設	(株)纈纈	木くず破碎機 肥料化	160t / 日 10.9m ³ / 日	木くず、草 枝葉、畳
ケイナンクリーン溶融施設	ケイナンクリーン(株)	発泡スチロール溶融機 溶融 食用廃油精製機 精製	0.32t / 日 (8時間) 0.04t / 時 100ℓ / 日 (6時間)	発泡スチロール 食用廃油
恵那清掃溶融施設	(株)恵那清掃工業	発泡スチロール熱減容機 溶融	0.96t / 日 (8時間) 0.12t / 時	発泡スチロール

別表1 (処理能力)

別表2-1

恵那市一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿

(大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町、飯地町)

事業所名	住所	電話番号	許可区分	事業内容
(株)恵那清掃工業 代表取締役 別府 裕二	恵那市大井町2709番地306	26-4607	事業系一般廃棄物 生活系粗大ごみ	可燃物・不燃物
(株)クリーン恵那 代表取締役 繁綱 善則	恵那市武並町竹折1648番地175	28-3551	事業系一般廃棄物 生活系粗大ごみ	可燃物・不燃物
中部メディカル(有) 代表取締役 春日 宏一	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	(052) 901-1310	事業系一般廃棄物	胞衣廃棄物
(有)酒井 代表取締役 酒井 昌則	恵那市大井町1134番地21	26-3816	道路及びそれに類似した施設の 清掃に伴う廃棄物、特定家庭用 機器廃棄物、生活系粗大ごみ、 事業系一般廃棄物	可燃物・不燃物
(有)中部環境 代表取締役 田中 信子	瑞浪市土岐町1187番地1 (事業場)恵那市明智町大田882番地1	(0572) 67-0385 54-2348	一般廃棄物	浄化槽汚泥
東海環境事業(株) 代表取締役 玉川 福和	本巣市下福島308番地 (事業場)恵那市武並町竹折328番地257	(058) 324-0747 28-3373	一般廃棄物	浄化槽汚泥
ケイナンクリーン(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1 (事業場) 中津川市千旦林1173番地の1	43-4122 (0573) 68-5657	一般廃棄物	生活雑排水汚泥

(岩村町)

ケイナンクリーン(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1 (事業場) 中津川市千旦林1173番地の1	43-4122 (0573) 68-5657	事業系一般廃棄物、特定家庭用 機器廃棄物、生活系粗大ごみ 一般廃棄物	可燃物・不燃物 浄化槽汚泥・生活雑排水汚泥
----------------------------	--	---------------------------	--	--------------------------

恵那市一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿

(山岡町)

ケイナンクリーン株 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1	4 3 - 4 1 2 2 (0573) 68-5657	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、生活系粗大ごみ	可燃物・不燃物 生活雑排水汚泥
東海環境事業株 代表取締役 玉川 福和	本巣市下福島308番地 (事業場) 恵那市武並町竹折328番地257	(058) 324-0747 2 8 - 3 3 7 3	一般廃棄物	浄化槽汚泥

(明智町)

(有)酒井 代表取締役 酒井 昌則	恵那市大井町1134番地21	2 6 - 3 8 1 6	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、生活系粗大ごみ	可燃物・不燃物
株国本商店 代表取締役 国本 孝幸	恵那市明智町大田1266番地4 (事業場) 恵那市明智町大田1403番地4	5 4 - 2 3 0 3	事業系一般廃棄物 生活系粗大ごみ	可燃物・不燃物
(有)中部環境 代表取締役 田中 信子	瑞浪市土岐町1187番地1	(0572) 67-0385	一般廃棄物	浄化槽汚泥
ケイナンクリーン株 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1 (事業場) 中津川市千旦林1173番地の1	4 3 - 4 1 2 2 (0573) 68-5657	一般廃棄物	生活雑排水汚泥

(串原、上矢作町)

ケイナンクリーン株 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1	(0573) 68-5657	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、生活系粗大ごみ 一般廃棄物	可燃物・不燃物 浄化槽汚泥・生活雑排水汚泥
--------------------------	-----------------	----------------	--------------------------------------	--------------------------

別表2-2

恵那市一般廃棄物処分業許可業者名簿

事業所名	住所	電話番号	許可区分	事業内容
(有)東海バイオ 代表取締役 柏植 佳直	恵那市三郷町野井1736番地499	28-0062	一般廃棄物処分業	破碎、堆肥化 木くず・枝葉・草・畳
(株)纈纈 代表取締役 纈纈 和人	恵那市山岡町原1428番地29	56-3259	一般廃棄物処分業	破碎、堆肥化 木くず・枝葉・草・畠
ケイナンクリーン(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1	43-4122	一般廃棄物処分業	溶融、精製 発泡スチロール、食用廃油
(株)恵那清掃工業 代表取締役 別府 裕二	恵那市恵那市大井町2709番地306	26-4607	一般廃棄物処分業	溶融 発泡スチロール

別表3

恵那市一般廃棄物収集運搬業の委託業者名簿

恵那市全域

事業所名	住所	電話番号	委託区分	事業内容
(財)恵那市施設管理公社 理事長 永治 清	恵那市長島町正家一丁目1番地1	25-8213	資源ごみ収集業務委託	資源ごみ収集

(大井町、長島町、東野、武並町、三郷町、笠置町、中野方町及び飯地町)

事業所名	住所	電話番号	委託区分	事業内容
東海環境事業(株) 代表取締役 玉川 福和	本巣市下福島308番地 (事業所) 恵那市武並町竹折328番地257	(058) 324-0747 28-3373	し尿汲み取り業務委託	し尿汲み取り

(岩村町、串原及び上矢作町)

事業所名	住所	電話番号	委託区分	事業内容
ケイナンクリーン(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1 (事業所) 中津川市千旦林1173番地1	43-4122 (0573) 68-5657	し尿汲み取り業務委託	し尿汲み取り

(山岡町)

事業所名	住所	電話番号	委託区分	事業内容
東海環境事業(株) 代表取締役 玉川 福和	本巣市下福島308番地 (事業所) 恵那市武並町竹折328番地257	(058) 324-0747 28-3373	し尿汲み取り業務委託	し尿汲み取り

(明智町)

事業所名	住所	電話番号	委託区分	事業内容
(有)中部環境 取締役 田中 秀爾	瑞浪市土岐町1187番地1	(0572) 67-0385	し尿汲み取り業務委託	し尿汲み取り

別表4

事業系一般廃棄物収集運搬業者収集運搬能力調書

(大井町、長島町、東野、武並町、三郷町、笠置町、中野方町及び飯地町)

事業者名	収集運搬能力	収集運搬機材等保有台数	収集従業員数	2年度実績	収集見込み量
(株)恵那清掃工業	6,240 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 4t=1台、3.5t=2 その他の収集車 4t=2台、2t=1台、0.35t=1台	4	1,591 t	1,500 t
(株)クリーン恵那	5,576 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 4.4t=1台、3.6t=1台、3.5t=1台 その他の収集車 0.35t=1台	5	1,268 t	1,200 t
合計	11,816 t/年			2,859 t	2,700 t

収集運搬能力の算出根拠(最大積載量1t当たり)

$$\text{パッカー車年間収集量} \quad 1t \times 2\text{回} / \text{1日} \times 20\text{日} / \text{月} \times 12\text{ヶ月} = 480t / \text{年}$$

$$\text{その他収集車年間収集量} \quad 1t \div 3 \times 2\text{回} / \text{1日} \times 20\text{日} / \text{月} \times 12\text{ヶ月} = 160t / \text{年}$$

(株)恵那清掃工業	パッcker車	$(4t \times 1\text{台} + 3.5t \times 2\text{台}) \times 480t / \text{年} = 5,280t$	合計	6,240 t
	その他収集車	$(4t+2t) \times 160t / \text{年} = 960t$		
(株)クリーン恵那	パッcker車	$(4.4t+3.6t+3.5t) \times 480t / \text{年} = 5,520t$	合計	5,576 t
	その他収集車	$0.35 \times 160t / \text{年} = 56t$		

(岩村町、山岡町、明智町、串原及び上矢作町)

事業者名	収集運搬能力	収集運搬機材等保有台数	収集従業員数	2年度実績	収集見込み量
ケイナンクリーン(株)	16,640 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 5.5t=4台、4t=1台、3t=2台 その他の収集車 4t=1台、2t=2台 (ほかに、その他収集車7台)	17	615 t	610 t
(有)酒井	1,656 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 2t=1台 その他の収集車 4t=1台 0.35t=1台	3	110 t	100 t
(株)国本商店	6,312 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 2t=2台、1.4t=1台 その他の収集車 11.2t=1台 6.7t=1台 3t=1台 2.0t=1台 0.35t=1台	5	170 t	160 t
合計	24,608 t/年			895 t	870 t

ケイナンクリーン(株)	パッカー車	$(5.5t \times 4\text{台} + 4t \times 1\text{台} + 3t \times 2\text{台}) \times 480t/\text{年} = 15,360t$	合計	16,640 t
	その他収集車	$(4t + 2t \times 2\text{台}) \times 160t/\text{年} = 1,280t$		
(有)酒井	パッカー車	$2t \times 480t/\text{年} = 960t$	合計	1,656 t
	その他収集車	$(4t + 0.35t) \times 160t/\text{年} = 696t$		
(株)国本商店	パッcker車	$(2t + 2\text{台} + 1.4t \times 1\text{台}) \times 480t = 2,592t$	合計	6,312 t
	その他収集車	$(11.2t + 6.7t + 3t + 2t + 0.35t) \times 160t/\text{年} = 3,720t$		

別表4 (能力調書)

別表5

し尿処理計画に基づく業者別搬入量の内訳

藤花苑(大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町及び飯地町)

業者名	種別	搬入見込み量	2年度実績	保有車両台数
東海環境事業(株)	し尿	2,542kℓ	2,639kℓ	3t×9台 10t×1台
	浄化槽汚泥	1,976kℓ	1,944kℓ	4t×1台
	農集排施設汚泥	953kℓ	943kℓ	6t×1台
(有)中部環境	し尿	0kℓ	0kℓ	3t×11台、4t×4台
	浄化槽汚泥	5,763kℓ	5,668kℓ	5t×1台、10t×1台
	農集排施設汚泥	0kℓ	0kℓ	他1台
ケイナンクリーン(株)	し尿	0kℓ	0kℓ	3t×1台
	浄化槽汚泥	0kℓ	0kℓ	4t×4台
	農集排施設汚泥	0kℓ	0kℓ	
	生活雑排水汚泥	10kℓ	3kℓ	

恵南衛生センター(岩村町、山岡町、明智町、串原及び上矢作町)

業者名	種別	搬入見込み量	2年度実績	保有車両台数
東海環境事業(株)	し尿	757kℓ	739kℓ	3t×9台 10t×1台
	浄化槽汚泥	1,824kℓ	1,779kℓ	4t×1台
	農集排施設汚泥	0kℓ	0kℓ	6t×1台
(有)中部環境	し尿	487kℓ	488kℓ	3t×11台、4t×4台
	浄化槽汚泥	2,177kℓ	2,124kℓ	5t×1台、10t×1台
	農集排施設汚泥	61kℓ	61kℓ	他1台
ケイナンクリーン(株)	し尿	301kℓ	294kℓ	3t×1台
	浄化槽汚泥	1,044kℓ	1,018kℓ	4t×4台
	農集排施設汚泥	329kℓ	328kℓ	

別表5（し尿汚泥）

別表6

直営一般廃棄物収集運搬能力調書

車両No.	収集運搬能力	車両情報	積載量(t)		収集従業員数	2年度実績	収集見込み量
恵那市保有車両	12,792	塵芥収集車 2.9	2.9	積載量合計 26.65	16	可燃	7,202
		塵芥収集車 3.1	3.1			不燃	391
		塵芥収集車 4.45	4.45			合計	7,593
		塵芥収集車 1.8	1.8				
		塵芥収集車 3.1	3.1				
		塵芥収集車 2.8	2.8				
		塵芥収集車 4.05	4.05				
		塵芥収集車 4.45	4.45				
	1,280	資源車平ボディ 2.0	2	積載量合計 8		資源	391.26
		資源車平ボディ 2.0	2				387
		資源車平ボディ 2.0	2				
		資源車平ボディ 2.0	2				
合計	14,072 t/年	その他車両 ダンプ	10				
		その他車両 軽トラック	0.35				
		その他車両 バキュムカー	2				
						7,984 t/年	7,800 t/年